

# 第6章

計画の推進にあたって

## 第6章 計画の推進にあたって

この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

以下は、各主体における取組の基本的方向を示したものです。

### (1) 行政の役割

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援並びに、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育所や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、府内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。

なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合などは、計画期間の中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを行います。

## (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

## (3) 地域の役割

子どもは地域社会とのかかわりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、町内会や市民団体、企業などさまざまな主体が活動する中で、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

## (4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

## (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。